

熊本市自転車駐車場条例の一部改正について

熊本市自転車駐車場条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

第1条 熊本市自転車駐車場条例（昭和60年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「自転車駐車場」の次に「（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項の道路の附属物として道路管理者が設ける同項第6号の自転車駐車場を除く。）」を加える。

第3条第3項中「、熊本市熊本駅前自転車駐車場」を削る。

別表第2中熊本市熊本駅前自転車駐車場の項を削り、「熊本市熊本駅北高架下自転車駐車場」を「熊本市熊本駅北自転車駐車場」に、「熊本市熊本駅南高架下自転車駐車場」を「熊本市熊本駅中央自転車駐車場」に、「春日3丁目601番地」を「春日3丁目601番地8」に改め、同表に次のように加える。

熊本市水前寺児童公園前自転車駐車場	熊本市中央区出水1丁目431番地2
-------------------	-------------------

別表第3を次のように改める。

別表第3（第7条関係）

名称等	供用日	供用時間	入場できる時間	出場できる時間
熊本市辛島公園 地下自転車駐車場	1月1日から 12月31日 まで	午前0時から 午後12時まで	午前7時から 翌日午前 1時まで	午前7時から 翌日午前 1時まで
熊本市武蔵塚駅 前自転車駐車場	1月4日から 12月31日 まで	午前5時15 分から午後 12時まで	供用時間中	供用時間中
熊本市健軍自転 車駐車場	1月4日から 12月31日 まで	午前6時から 翌日午前0時 30分まで	供用時間中	供用時間中
その他の駐車場	1月1日から 12月31日 まで	午前0時から 午後12時ま で	供用時間中	供用時間中

第2条 熊本市自転車駐車場条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「又は熊本市武蔵塚駅前自転車駐車場」を削り、同条第2項中「又は熊本市武蔵塚駅前自転車駐車場のうち市長が指定する箇所を使用しようとする者」を削る。

第16条中「並びに」を「及び」に改め、「及び熊本市健軍自転車駐車場」を削る。

別表第2中「熊本市水前寺児童公園前自転車駐車場」を「熊本市市立体育館前停留場自転車駐車場」に改める。

別表第3 熊本市健軍自転車駐車場の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中熊本市自転車駐車場条例別表第2の改正規定（「熊本市熊本駅北高架下自転車駐車場」を「熊本市熊本駅北自転車駐車場」に、「熊本市熊本駅南高架

下自転車駐車場」を「熊本市熊本駅中央自転車駐車場」に改める部分に限る。)

規則で定める日

(2) 第2条の規定 平成31年4月1日

(提出理由)

武蔵塚駅前自転車駐車場の使用手続の変更、健軍自転車駐車場における指定管理者による管理の廃止等をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。